

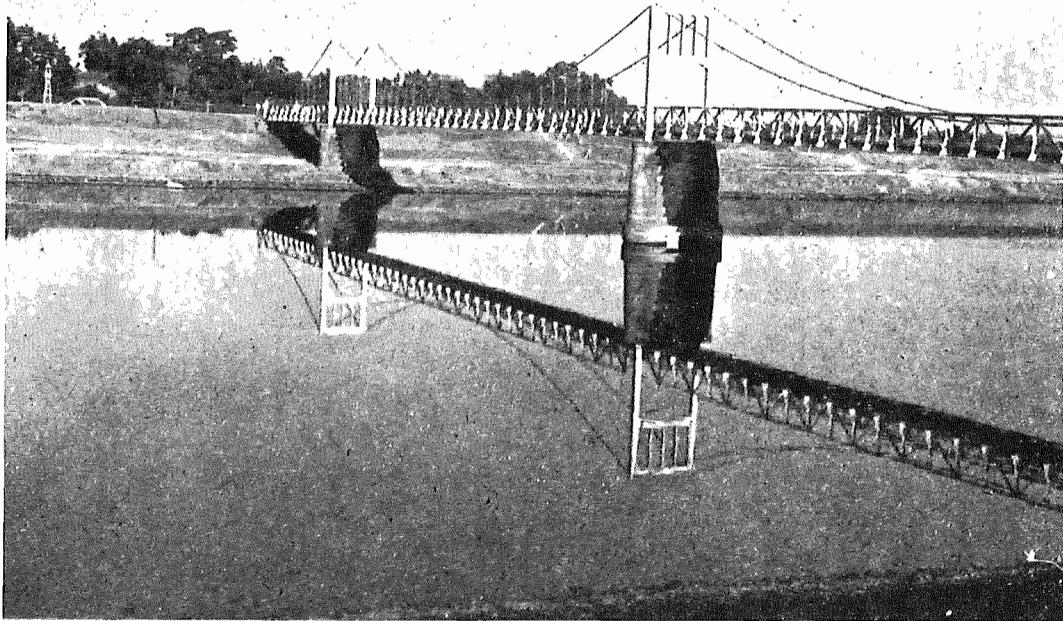
広報あびこ

NO. 85

36. 4. 1 号

千葉県我孫子町役場
TEL. (あびこ) 42

毎月 1日 16日 発行 1部 2円
昭和34年7月30日 第三種郵便物認可



利根の流れに影おとす栄橋

広報あびこ

(2)



【施政方針演説をする宮本町長】

費	4,648,300円	3.05%
費	44,808,900	29.40"
費	5,708,900	3.75"
費	34,955,900	" 22.94"
費	40,939,900	" 13.41"
費	8,487,000	5.57"
費	4,963,400	3.26"
費	10,123,900	7.04"
費	12,104,600	7.94"
費	5,544,900	3.64"
他	計152,385,700	100"

昭和 36 年度

施政方針と予算のあらま

一般会計は152,385,700円

次に、各
内容の大綱
議会費

役場・布佐支所を増改築

一般会計の編成方針について、
ご説明申し上げます。まず、
歳出予算の大要から逐次申し上げたいと存じます。
最初に本年度予算編成について、
あたり、その骨格を申します。
方針について大略を申します。
述べてみます。歳出は入る
を図つて出するを制する財
政理念で、地域社会における
諸般の情勢をじゅうぶん
思考し、かつ住民の福祉増進
を進む方針とし、一般消費的
経費は極力削減し、投資的
経費あるいは住民サービス

道路網の整備拡充図

Ⅱ 都市計画事業の推進

にその重点を置き、各款にわたりその現成の道路ないま
は、交通機関等の發達普及
に伴い、道路損傷の度合は
日ごとに増加の一途をたど
り、かつ、当町の産業開発
ならびに住民の日常生活に
及ぼす影響もきわめて大きく、
その需要量が急速に欲
求されていますので、昭和
三十六年度は特にこれらの
解決促進を図ることとも、
最近における人口増加とあ
いま住宅建設活動なる概
に直面しつつある現況から
は、最も近い道路の整備が
充て、さらに新町の建設方針
基盤として都市計画事業の
推進を期するため、町政の
重点施策として土木費特に
道路改良費、都市計画事業
費において、これら事業実
施の三千円一般会計総額に
対し三百四百九十五万五
千円、二三七%になんなん
とする大幅なる投資的経費
を計上し、もって住民の利
便と画期的な町造りの前進
を策したことが、本年度予
算における最大の特徴とす
るところであります。

役場費　額　は四千四百円
　　十万八千九百八
　　円で、その構
成歩合は二九
・四〇%とな
っておりま
す。
内容は、三役、
一般職員の給
与、恩給共済
関係諸費三千
八百三十七万

消防費構成歩合は
つております
内容は、
して七万円
が、特に本
行政のありと
防災常備部
の設置がそ
けられるの
らの諸調査
経費を計上
ぶん検討をし
策のあやまち

消防委員会費と
計上しました
方としては、
または消防本部
の要務やに見受け
で、本年はこれ
を行なうための
いたし、じゅう
加えつ消防対
らなきを期する

所存です。消防團費としましては、團員に要する経費および常備持合費を計上するとともに、可動撥入金 ブ二台およびホース等の購入として八十一万円計上し、營繕費においては、火の見櫓新設一基および時水槽新設十一カ所分百十萬円を計上したほか、消防力充実を期すため若干年の経費を計上してございます。水防費としては年一回程度の水防演習および水防経費を計上いたしてございます。

貯水池を設け、常備消防隊による消火活動を実施する。また、消防署は、消防活動のための設備を整備する。
（参考文献）
1. 消防法施行規則
2. 消防法施行規則解説
3. 消防法施行規則解説

上してございます。なお、職員の俸給を行なうため十
六万二千円を計上し、修業向上、賃金増進など研修
活動の徹底を期する方針です。

所存です。消防團費としましては、団員に要する経費および経常維持費を計上しますとともに、可動労力の賃入として二台おもびホース等の購入として八十一万円計上し、營繕費においては、火の見櫓新設一基および時水槽新設十一カ所分百十萬円を計上したほか、消防力充実を期するための、年の経費を計上しております。水防費としては年一回程度の水防演習および水防経費を計上いたしております。

し、滞納の一掃を図る目的をもつて繰越額に対し六八%の見込額を計上したものでありました。

固定資産税においては四千七百六十四万一千二百円で、前年度に比し八百五十五万二千円の増となっていましたが、主たる原因は、本年度は固定資産評価基準年で、特に指示額の引上げによって生じた結果とみられます。繰越分についても町民税の様収納確保を図る目的のもとに繰越額に対し六五%の

地方交付税 税額五百三
（元）構成比率
合三・二八%で前年より比較して八百万円の減となっておりますが、主たる原因は被方交付税の算定にあたり町村合併後五カ年間は町村合併促進法および新市町村建設促進法の定めるところにより算定の特例として、より算定の特例として、五年間町村合併前の各々の町村を単位としてそれぞれ算定する場合と新町一本化計算する場合との比較で財源不足額に対し個々の団体

その内容の主たるものとして、
提出制国民年金印紙払込書
金三百万円、予防接種取
扱一百六十九万一千円のほか、
雜入において中小企業出資
予託金戻入二三百円を難收へ
し、彼は一般的な雜收入へ
見込額を計上しました。
以上、歳入全般にわたって
その概要を申し上げました
が、歳入規模は一億五千万
百八十五万五千七百円で、
歳出と同額で、歳入歳
出見合せまして差引残金なし
という姿をなしているわ
けでございます。

事業実績逐次向上

国民健康保険特別会計

予算規模は、二千百三十三万四百二千円で、前年度に比し三百五十五万円の増となつております。

国民健康保険事業は昭和三十四年度以来ここに第三年目を迎えましたが、この期間、被保険者である住民各位のご協力により事業実績も逐次向上しつつあり、特に給付制限の解除に伴い、

受診率もようやく県下平均に近づきつつあり、住氏婦祉の觀点から利用増加が期待される。なお、事業費においては保険税の徴収においても、収納率が向上しつつあり、他面、保険給付費においては受診率の向上に伴い、前年度に比し三百九十四万六千円の増となり一千七百三十七万五千円を措置いたしてございます。

昭和三十四年一月一日現在の町村合併時ににおける人口

2月の人口動態		
	(男)	(女)
出生	22人	24人
死亡	11人	8人
転入	68人	57人
転出	77人	55人
	46人	19人
	125人	132人

内訳としては、町民税の内、一千四百八千円を除く一千三百八十九万八千七百円の増となってますが、この直接の原因は法人税割の急激な上昇がその主たるもので、他は一般所得割においても所得税率が上昇したことによる結果であり、また税率が越分についても、特に今年度において税務体系の陣容を強化

都市計画税四百一万一千円
百円を計上いたしましたが、
この実数とし申上げて、
の土木費において申し上げ
た都市計画税の額に伴
い、昭和三十六年度にお
て新たに徴収することにな
つてあるものであり、税率
は固定資産評価額に対し手
分の二分の一、この税率をもつ
て課税いたすことになります。
おります。

その構成歩合は〇・一%であり、内容は予金等の利収入によるもので、
分担金及び負担金は二十八万円にして、その構成歩合は〇・八五%で、内容は保育所児童保育費負担金です。

寄附金
六千円、構成歩合は〇・四三%であり、土
容の主たることは、土木費、消防費、
附金二十九万円、土木費、
附金三十六万五千円です。総額は二百五
万円、構成歩合は一・六四%で、一応見
三十五年度の緑越金を見
んだものです。

広 報 あ
町営住宅建設特別会計
予算規模は九百十六万六千三百円で、前年度に比して一千八十万八千七百円の増となつております。
町営住宅の建設は、昭和二十七年度以来すでに九カ年、年度にわたつて建設をなし、一種住宅百十棟、二種住宅10

六十七棟、計百七十七棟が
住宅に悩む住民にご利用いたして
ただいておりますが、昭和三十六年度
においてもさら
に一種住宅棟、二種住宅棟
十三棟、計三十三棟を
する方針であり、このため
住宅建設費六百九十九万七千
千二百円を措置いたしてござ
ります。

合併時の予算

一一五

に對し
の伸張示す

都市計画税を新設
評価額の千分の
固定資産

交付金等によるものであります。国庫補助金は一千五百五
万四千円で、主たるもの
は都市計画事業を行なうと
きの補助金八百万円を見込
むほか、教育費、社会及び
労働政策費、大義

(6)

じんかい焼却場を建設中

事業の強化を図る
し尿処理場は次年度以降で
かい焼却場を建設中

います。内容としては、既往の実績に基いて措置してござりますが、質屋の利用については特に意を用い、利用の拡大を図る方針であります。

